

令和7(2025)年度とちぎっ子学習状況調査業務委託公募型プロポーザルの実施に係る
質問内容及び回答について

令和6(2024)年6月3日

栃木県教育委員会事務局義務教育課 学力向上推進担当

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書5(7)イ(ア)	業務受託者が実施する質問調査は、児童生徒に対する調査及び学校に対する調査と認識しています。一方で、仕様書5(7)イ(ア)では、「各学校の調査結果の概要」において、乙は、甲の指示に従って(中略)示すこと。保護者に対する調査については、栃木県全体の回答結果を分かりやすくグラフ等で示すこと。」とあります。どのように解釈したらよいのでしょうか。	業務受託者が行う質問調査は、仕様書5(2)アのとおりです。 保護者に対する調査については、県が提供する調査回答結果等を用いて資料を作成することを想定しています。